

船場地区HOPEゾーン協議会

第4回 総会

日時：平成23年5月30日（月）午後7時～

会場：辰野ひらのまちギャラリー

議事次第

- 1 . 開会
- 2 . 来賓紹介
- 3 . 感謝状贈呈（平成22年度修景建物 3件）
- 4 . 議題
 - 1) 平成22年度活動報告
 - 2) 平成22年度決算報告・会計監査報告
 - 3) 平成23年度活動内容（案）・予算（案）
- 5 . その他
- 6 . 閉会

資料目次

次第 4 . - 議題関係

- 1) 平成 22 年度活動報告
- 2) 平成 22 年度決算報告・会計監査報告
- 3) 平成 23 年度活動内容 (案) 予算 (案)

参考

- ・ 協議会活動について (大阪市との役割分担)
- ・ 船場地区 H O P E ゾーン協議会規約・運用規則
- ・ 平成 23 年度協議会役員一覧

【配布】

- ・ 船場のまちなみ作法～三休橋筋編～
- ・ 協議会ニュース vol.7
- ・ 会員(新規・継続)申込書

次第 4 . - 議題關係

議題 1) 平成 22 年度活動報告

活動経過一覧 (平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日)

月	役員会	情報発信 ・活動企画	専門部会		
			近代建築等	道修町	三休橋筋
4		協議会HP更新			
5	役員会				
6	第3回総会 役員会			旧小西家住宅 修景内容調整	
7	役員会				部会
8		ニュース 第6号	部会		
9			部会 戦後建築 資料収集		部会
10					
11	役員会	船場博覧会 2010 の開催			
12					
1					
2			部会 木造建築 調査		まちなみ作法 意見募集 意見交換会
3	地域イベント への協力 役員会 船場のまちなみ 作法[三休橋筋]発行		平成 23 年度 修景意向調査	平成 23 年度 修景意向調査	部会
		ニュース 第7号			

活動内容

1. 全体活動

(1) 総会の開催

- 日 時：平成 22 年 6 月 7 日 19:00～20:00
場 所：大阪産業創造館 15 階 コミュニティプラザ
内 容：平成 21 年度修景建物への感謝状贈呈
平成 21 年度活動・決算・会計監査報告
役員等改選・規約等改正
平成 22 年度活動内容・予算

(2) 役員会の開催（計 5 回）

- 開催日：平成 22 年 5 月 20 日， 6 月 30 日， 11 月 9 日，
平成 23 年 1 月 25 日，3 月 23 日
場 所：少彦名神社 2 階 宣布室
内 容：各部会・イベント等の活動内容の確認・承認・予算管理、
次年度活動計画・予算案の検討 等

(3) 船場のまちなみ作法【三休橋筋編】発行（平成 23 年 3 月）



(4) その他

- ・ 広報グッズ “ 船場の老舗案内はんかちーふ ” の作製
- ・ 地域活動団体主催のイベントへの協力
- ・ 会員登録の受付・管理

22 年度会員登録数 97 名

内訳 登録会員 49 名、賛助会員 48 名（一般 27 名、特別 21 名）

2. 部会活動等

(1) 情報発信・活動企画

協議会ニュースの発行(計2回)各3,000部

第6号(平成22年8月10日発行)

内容: 会員制度の改正について、協議会活動について 等

第7号(平成23年3月31日発行)

内容: 平成22年度まちなみ修景報告、総会案内
協議会活動報告(イベント・各部会) 等

『船場博覧会 2010～せんばのまちからこんにちは～』

開催日: 平成22年11月22日, 23日 11:00～17:00

場 所: 辰野ひらのまちギャラリー他地区内各所

内 容: <メイン会場: 辰野ひらのまちギャラリー>

「大阪万博メモリーズ～せんばのまちから
こんにちは～」と題して、協議会が厳選した
船場の戦後ビル(1950～70年代)の写真展、高岡伸一氏による
戦後ビルトークショーを開催

伝統を守るなにわの会による船場ことば劇場の開催

<オープン会場: 船場地区内各所>

船場の魅力的な建物を特別公開する「船場OPEN HOUSE」の開催、地区内の店舗やギャラリーなどの協力による「船場
‘まちなか’パビリオン」の開催

来場者数: 約1,300名



協議会ホームページによる情報発信

内 容: 会員募集、特別賛助会員紹介、関係先へのリンク、
HOPEゾーン船場blog、まちなみ修景 report 等

アドレス: <http://semba-hope.main.jp>



(2) 専門部会

- 1) 近代建築等部会

部会の開催 (計 3 回)

開催日 : 平成 22 年 8 月 4 日 , 9 月 14 日 , 平成 23 年 2 月 1 日

場 所 : リそな銀行 3 階 応接室

内 容 : 新たなまちなみ資源 (木造建築) の検討等

戦後建築の資料収集、イベントでの展示

建物所有者への修景意向アンケート調査の実施 (3 月)

- 2) 道修町部会

旧小西家住宅の蔵修景にあわせた、主屋道修町側の修景の内容調整

沿道建物リストの作成

沿道建物所有者への修景意向アンケート調査の実施 (3 月)

- 3) 三休橋筋部会

部会の開催 (計 3 回)

開催日 : 平成 22 年 7 月 29 日 , 9 月 29 日 , 平成 23 年 3 月 14 日

場 所 : 辰野 (株) 会議室

内 容 : 船場のまちなみ作法【三休橋筋編】作成に向けた検討 等

沿道建物所有者等との意見交換会

開催日 : 平成 23 年 2 月 24 日

場 所 : 綿業会館 中会場

内 容 : 船場のまちなみ作法【三休橋筋編】(素案) ・今後のスケジュール
等についての説明

三休橋筋のまちなみづくりに関する意見交換

議題 2) 平成 22 年度決算報告・会計監査報告

平成 22 年度決算報告

歳入

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
大阪市補助金	1,530,000	1,530,000	0	大阪市補助金
寄附金等収入	120,000	494,070	374,070	内、会費(304,000円) 寄附等(190,070円)
繰越金	50,300	50,300	0	
合計(A)	1,700,300	2,074,370	374,070	

歳出

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
調査研究等経費	1,330,300	1,270,932	59,368	
調査研究活動費	1,200,000	1,156,453	43,547	
広報・啓発活動費	700,000	781,910	81,910	ニュース発行,HP更新,三休橋筋GL印刷,広報グッズ作製等
調査・研究費	300,000	90,000	210,000	部会活動(近代建築等,三休橋筋)
情報交換・交流費	200,000	284,543	84,543	イベント開催費
運営事務費	130,300	114,479	15,821	
協議会運営費	40,000	60,840	20,840	総会運営,保有資料整理等
事務用品費	50,000	16,359	33,641	事務用品費等
通信・運搬費	40,000	36,180	3,820	HPサーバー,郵送費等
雑費	300	1,100	800	振込手数料等
まちなみ修景活動費	370,000	430,000	60,000	
専門家相談費	70,000	70,000	0	専門家相談費等
ガイドライン作成費	300,000	360,000	60,000	三休橋筋GL調査委託,道修町部会調査
合計(B)	1,700,300	1,700,932	632	

収支差引額

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
(A) - (B)	0	373,438	373,438	次年度への繰越 373,438円

平成 22 年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

船場地区HOPEゾーン協議会平成22年度の会計監査を次のとおり
行いましたので、ご報告いたします。

記

1. 監査資料 (1) 平成 22 年度現預金出納帳
(2) 領収証等
(3) 預金通帳
2. 監査結果 収入支出の実績、出納の事務管理等適正に処理されて
いるものと認めます。

平成 23 年 4 月 26 日

会計監査

川上 潤



会計監査

園 佳子



船場地区HOPEゾーン協議会

会長 大橋 達夫 様

議題3) 平成23年度活動内容(案)・予算(案)

平成23年度活動内容(案)

大阪市補助金による協議会活動(協議会による自主的な活動)

ホームページの更新・管理

イベントの開催

協議会活動PRツールの作製

各部会での活動

役員会の開催・運営

大阪市よりの依頼による活動(大阪市HOPEゾーン交付金)

協議会NEWSの発行

大阪市HOPEゾーン事業等の周知・広報

OPEN HOUSEの開催(イベント時)

修景意向アンケート調査の実施

平成23年度予算(案)

歳入

(単位:円)

項目	予算額	摘要
大阪市補助金	330,000	大阪市補助金
大阪市交付金	400,000	大阪市交付金
寄附金等収入	80,000	会費・寄附金等
繰越金	373,438	22年度繰越金
合計	1,183,438	

歳出

(単位:円)

項目	予算額	摘要
補助金活動費	700,000	
HPの更新・管理	50,000	情報発信(サーバー・更新管理費)
イベントの開催	340,000	広報・展示資料作成(デザイン・印刷・備品費等)など
協議会PRツール	30,000	(デザイン・作製費等)
各部会活動	200,000	部会の開催、資源調査(資料印刷費等)など
役員会の開催・運営	80,000	役員会の開催、会員への案内(資料印刷・送付費等)など
交付金活動費	400,000	
協議会NEWS	240,000	2回発行、各3,000部(デザイン・印刷・送付費等)
事業の周知・広報	10,000	会員への周知(資料印刷・送付費等)など
OPEN HOUSE	120,000	修景建物見学ツアー(マップ・資料の作成、送付費等)など
修景意向アンケート	30,000	秋ごろ実施(資料作成・送付費等)
合計	1,100,000	

参 考

協議会活動について(大阪市との役割分担)

22年度まで

23年度から

大阪市補助金による協議会活動
(H21年度全額補助)
(H22年度補助率 9/10)

大阪市補助金による協議会活動
(協議会(地域)による自主的な活動
(補助率 1/2 かつ限度額以下)
H23年度限度額 33万円)

- これまでの活動例**
- 広報・啓発関係
- 協議会ニュース発行
 - ホームページ作成・運営
 - 活動PRツール作製
 - 大阪市 HOPE ゾーン事業等の周知・**広報**
- 調査・研究関係
- ワークショップ・勉強会等の実施
- 情報交流関係
- イベント等開催
- 運営関係
- 総会・役員会、専門部会の開催
 - その他運営事務
- 修景関係
- 修景に係る**専門家相談**の開催
 - ガイドライン**検討・作成・**印刷**
 - 修景意向調査**
 - 修景建物見学ツアー**開催

- 活動例**
- ホームページ作成・運営
 - イベント等開催
 - 活動PRツール作製
 - ワークショップ・勉強会等の実施
 - 総会・役員会、専門部会の開催

大阪市よりの依頼による活動
(大阪市 HOPE ゾーン交付金)

「HOPE ゾーン事業の周知・広報」や
「大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進」のための活動で、地域の事情に精通した協議会が実施することにより、より効果的・効率的な取り組みが期待できるとして市が協議会に依頼するもの
(活動費全額を市が交付)
H23年度交付額 40万円

- 依頼例**
- 協議会ニュース発行
 - 大阪市 HOPE ゾーン事業等の周知・**広報**
 - ガイドライン**検討・作成
 - 修景意向調査**
 - 修景建物見学ツアー**開催など

大阪市による直接事業

大阪市による直接事業

- 事業全般の**広報**
- ガイドライン策定に向けた調査の**実施**

- 事業全般の**広報**
- ガイドライン策定に向けた調査の**実施**、冊子の**印刷**
- 修景に係る専門家相談** 等

[参考]

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会補助金交付要綱（抜粋）
制 定 平成19年4月13日
最終改正 平成23年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)に定めるもののほか、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱(以下「HOPE要綱」という。)第2条第4号及び、大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱(以下「マイルド要綱」という。)第2条第4号に定める協議会(以下「協議会」という。)が主体的に行う事業に対し補助を行うHOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる協議会の事業(以下「補助対象事業」という。)は、区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業(以下「HOPEゾーン事業等」という。)による区域の特性を活かしたまちなみ環境整備の推進並びに居住地環境整備の推進に必要であると市長が認める事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の別の補助金を受けている事業。ただし、別事業とみなしうる場合はこの限りではない。
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することにつながる事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することにつながる事業

(補助金の交付及び期間)

第3条 補助金は、補助対象事業に係る経費(協議会運営事務費を含む)を対象とし、協議会へ交付する。

2 前項の補助金の補助率及び限度額は、次の各号に規定するとおりとし、毎年度予算の範囲内において、本市の会計年度毎に算定するものとする。

- (1) 補助率 補助対象事業に係る経費の2分の1以内
- (2) 限度額 区域面積1ヘクタールあたりに5千円を乗じた額

3 市長は、協議会の前年度の繰越金が当該年度の補助金の交付の対象となる費用と同等以上となる場合等については、当該年度の補助金を減額することがある。

4 協議会に対する本市の補助金の交付期間は、10年を限度とする。ただし、当該区域のHOPEゾーン事業等の実施状況、補助対象事業の状況等により、市長が特に必要と認める場合に限り、この期間を延長することができる。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する補助金の交付の対象となる経費は別表1に、補助金の交付の対象とならない経費は別表2に定めるとおりとする。

2 協議会が補助対象事業として先進地区における事例視察を行う場合、必要経費の一人あたりの補助金充当限度額は5千円とする。

(補助金の経理)

第16条 補助金の交付を受けた協議会は、本市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の額の確定の通知を受けた日から5年間保存し、市長が補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは検査を受けなければならない。

別表1 (第4条関係)補助金の交付の対象となる経費

経費区分	内容等
報償費	講師謝礼(交通費を含む)
印刷製本費	広報誌、資料、文書、パンフレット等の印刷経費
消耗品費	文房具等事務用品購入経費等(一個又は一組の価格が2万円以下のもの) 5千円以下の参考図書購入経費
図書購入費	5千円を超える参考図書購入経費
通信運搬費	郵便料金、電話代、運送費等
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費
会費	講習会等の参加会費
備品購入費	一個又は一組の価格が2万円を超えるもので、長期に渡り使用することができる事務用品等購入経費
使用料	会場借り上げ経費、レンタカー・事務用機器等のリース料等
保険料	イベント開催時等の傷害保険料
委託料	他の者に実施させることが効率的であるものについて、これを委託する際に必要となる経費(事業全体を委託する場合を除く)
その他	その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費

別表2 (第4条関係)補助の交付の対象とならない経費

経費区分	内容等
人件費	協議会の運営に係るもの(臨時・非常勤を含む)
交際費	見舞金、慶弔費等
委託料	事業全体を委託する場合
食糧費	茶菓代、昼食代、弁当代等の経費
その他	協議会の運営のための事務所等の賃借料、光熱水費その他経常的な経費

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金交付要綱（抜粋）

制定 平成23年3月25日

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「HOPE要綱」という。）及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド要綱」という。）に基づき、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業のより円滑な推進と効果の向上を図るため、HOPE要綱第2条第4号及びマイルド要綱第2条第4号に定める協議会（以下「協議会」という。）が行政と連携・協働して行う活動に対するHOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付金の対象活動及び額）

第3条 交付金は、協議会が次の各号に掲げるもののうち、区域の状況に応じて市長が必要と認めた活動を行う場合に交付するものとする。

（1）地域特性に応じたHOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業（以下「HOPEゾーン事業等」という。）の周知・広報活動

（2）大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進のための活動

（3）その他、まちなみガイドライン発行のための地元意見の把握など、HOPEゾーン事業等の円滑な推進と効果の向上に向け、特に必要と市長が認める活動

2 交付金の額は、前項の交付金対象活動毎に定めた具体的な内容に応じた別表の額により算定し、毎年度予算の範囲内において、本市の会計年度毎に交付する。

別表 交付金の額（第3条関係）

第3条各号	内容	額
（1）地域特性に応じたHOPEゾーン事業等の周知・広報活動	当該区域のHOPEゾーン事業の内容及び協議会活動情報に関する年3回程度の広報紙の発行等、居住地魅力の向上、まちなみ整備の促進に向けたHOPEゾーン事業の周知・広報活動	26万円
	HOPEゾーン事業の区域のみ適用 HOPEゾーン事業に関する本市広報資料の配布及び本市と地域との連絡会議の開催等、行政情報についての広報・連絡活動	4万円
	HOPEゾーン事業の区域のみ適用	
（2）大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進のための活動	大阪市まちなみ修景補助制度説明会の開催等、同制度の活用促進のための活動	4万円
	建物所有者等への修景意向アンケート調査の実施等、大阪市まちなみ修景補助制度の活用促進に係る情報収集活動	6万円
（3）その他、まちなみガイドライン発行のための地元意見の把握など、HOPEゾーン事業等の円滑な推進と効果の向上に向け、特に必要と市長が認める活動	まちなみガイドライン及び修景基準に関する地元意見の把握、内容紹介冊子の企画・編集等、まちなみガイドライン等の策定・発行に係る活動	10万円
	その他、上記以外で、市長が特に必要と認める活動	予算の範囲内で活動内容に応じた額

船場地区HOPEゾーン協議会規約

制定 平成20年8月6日

改正 平成22年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「船場地区HOPEゾーン協議会」と称する。

(目的)

第2条

協議会は、大阪市HOPEゾーン事業を活用し、協議会会員をはじめ、船場のまちに関わり、その魅力を知り、守り、伝えようとする多種多様な人・企業・団体の方々と一緒に、行政等と連携・協働で、近代建築などの船場地区の文化的・歴史的な資産を活かした、より魅力的なまちなみづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちなみ形成のルールづくりに関すること
- (2) まちなみ形成に係る広報・啓発に関すること
- (3) まちなみ形成に係る調査・研究に関すること
- (4) まちなみ形成に係る情報交換並びに交流に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

(事業対象区域)

第4条

前条の事業は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱別表に定めるHOPEゾーン事業区域「船場地区」を対象に行う。

(会員)

第5条

協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する次のいずれかに該当する個人、企業または団体で、会員申込みを行い、要件に合致すると認められたものとする。

- (1) 区域内に居住する者または事業を営む者あるいはその団体・企業
- (2) 区域内に土地、建物等を所有する者あるいはその団体・企業
- (3) 協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体・企業
- (4) 協議会の目的に賛同し、事業に専門的に関わり、協力する学識経験者、専門家等

2 会員種別、要件及び申込みについての詳細は、別途定める。

第2章 役員等

(役員等)

第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 15名以内
- 2 協議会に会計監査2名を置く。
- 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を若干名、置くことができる。

(役員等の選任)

第7条

- 会長、副会長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会において選出する。
- 2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第8条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事業事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 理事は、協議会の事業の円滑な遂行にあたる。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査を行う。
- (7) 顧問及び相談役は、協議会の事業全般に対して適宜支援・助言する。

(役員等の任期)

第9条

役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員等の変更)

第10条

役員等の変更は、在任期間中に限り、役員会の同意を得て行うことができる。

第3章 組織

(総会)

第11条

- 総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 前年度事業報告の承認
 - (2) 前年度会計決算の承認
 - (3) 本年度事業計画案の承認
 - (4) 本年度予算案の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) 役員を選出
 - (7) その他協議会の重要事項に関すること
- 4 総会の議事は、出席者の過半数を持って決する。

(役員会)

第12条

役員会は、第6条第1項(1)～(5)に定める役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 役員会は、総会で議決された計画等に沿って、事業を調整し、会員等と連携・協働して実施にあたる。
- 3 会長は、役員会に、必要な関係者を出席させることができる。

(専門部会)

第13条

会長は、協議会事業を円滑に進めるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する役員及び賛助会員で構成し、役員会と連携・調整しながら、協議会事業の専門的な事項について企画・実行する。

第4章 会計

(会計)

第14条

協議会の会計は、協議会助成金、会費、寄附金、事業収入、その他収入を当てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計監査は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(報告)

第15条

協議会の事業の状況等については、毎年上半期と事業年度終了後の2回、速やかに大阪市内に報告するものとする。

(事務所)

第16条

協議会事務所は、船場地区 HOPE ゾーン事業地区内に置く。

(その他)

第17条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 第14条の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は平成20年8月6日から平成21年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成20年8月6日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年6月7日から施行する。

運用細則(規約第5条第2項関係)

制定 平成22年6月7日

1. 会員の種別

会員の種別は「登録会員」と「賛助会員」の2種類とする

2. 会員要件

会員の要件は次のとおりとする。

- 1) 規則5条第1項の規定に合致していること
- 2) 登録会員については、メールアドレスを保有していること
- 3) 賛助会員については、会費として、年度毎に活動賛助金(1口 1,000円)を必要口数以上納入すること

3. 会費

会員の会費は次のとおりとする。

- 1) 登録会員については、無料
- 2) 賛助会員については、年度毎に、一般賛助会員は活動賛助金1口以上(1,000円以上)、特別賛助会員は5口以上(5,000円以上)を会費として納入する

4. 特典等

会員に対して、協議会は以下の情報提供等を行う。

- 1) 登録会員については、メールで協議会活動情報の提供を行う
- 2) 賛助会員については、
 - ・メールまたは郵送による協議会活動情報の提供
 - ・協議会所有資料の無料貸出(使用目的・資料種別等によって、費用が発生する場合や貸出不可となる場合もあり。営利目的等で使用する場合は、その利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)を行う。
また、特別賛助会員には、上記に加え、当該会員の行う事業・活動等に対して、
 - 協議会ホームページ等への掲載
 - 会員名・ロゴマーク・PRコメント、会員WEBへのリンクなど
 - 協議会イベント・ワークショップ等でのPR支援・協力
 - 会員が発行する広報誌・パンフレット配布やポスター掲示等のPR協力、商品PR・活動PRの時間・場所等の提供(商品等の販売も含む。ただし、その場合、利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)
 - 協議会イベント等との事業コラボなどの支援・協力を行う

5. 申込み等

- 1) 会員の申込みの際には、所定の申込書を協議会事務局に提出し、協議会規約・当規定に合致している旨の承認を得るものとする。
- 2) 会員の申込みを解除しようとする場合は、その旨を事務局に届けることとする。解除の届出の有無に関わらず、協議会規約・当規定に合致しないことが明らかになった場合は、会員承認を取り消すこととする。
- 3) 会員がすでに納入した会費等については、原則返還しない。

船場地区HOPEゾーン協議会役員一覧

(任期：平成22年度・23年度の2カ年)

	氏名	所属等
会長	おおはし たつお 大橋 達夫	集英連合振興町会 会長
副会長	きのした しゅうじ 木下 修二	愛日連合振興町会 会長
	はしもと ひでお 橋本 英男	船場連合振興町会 会長
事務局長	べっしょ としあき 別所 俊顕	少彦名神社 宮司
会計	むらはし さち 村橋 紗知	伏見ビル ギャラリーもず
理事	いけだ よしたか 池田 吉孝	高麗橋2丁目 町会長
	こにし てつお 小西 哲夫	コニシ株式会社 取締役
	さわだ みつる 澤田 充	北船場くらぶ 事務局
	しゅくたに りょういち 宿谷 良一	株式会社ヤラカス館 専務取締役
	ひび てつお 日比 哲夫	船場げんきの会 副代表世話人
	ふじわら ひさえ 藤原 久恵	汎愛連合振興町会 総務部長
	すえざわ あきひろ 未澤 昭宏	堺筋アメニティ・ソサエティ 事務局
	もりた のぶあき 守田 宣昭	三休橋筋商業協同組合
いなむら えいいち 稲村 栄一	大阪ガス株式会社 近畿圏部長	

会計監査

	氏名	所属等
会計監査	かわかみ じゅん 川上 潤	愛日連合振興町会 環境衛生部長
	その けいこ 園 佳子	船場連合振興町会副会長 兼女性部長

【参考】

相談役・顧問 会長が委嘱

	氏名	所属等
相談役	おかもと いっぺい 岡本 一平	汎愛連合振興町会 会長
	のむら まさあき 野村 正朗	堺筋アメニティ・ソサエティ 代表幹事
	わだ りょうすけ 和田 亮介	三休橋筋商業協同組合 代表理事
顧問	さかがみ としや 坂上 敏也	大阪府議会議員
	ありもと じゅんこ 有本 純子	大阪市会議員
	むらかみ ま ゆ 村上 満由	大阪市会議員

本日はありがとうございました



船場地区HOPEゾーン協議会

<http://semba-hope.main.jp>